

福井駅西口地下駐車場指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

福井駅西口地下駐車場（以下「駐車場」という。）は、福井駅周辺の円滑な道路交通の確保と市街地の活性化を目的に、平成19年10月に福井県が設置した公の施設です。

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する住民の方のニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、指定管理者制度が設けられました。

駐車場は、「福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例」（平成16年福井県条例第29号）の規定に基づき、平成19年10月から指定管理者制度を導入しました。

このたび、令和8年3月末で指定期間が満了することから、令和8年4月から駐車場の管理を行う事業者を募集することとしました。

2 施設の概要

（1）概要

名 称	福井駅西口地下駐車場
所 在 地	福井県福井市大手2丁目
施設概要	構 造 鉄筋コンクリート造 地下2階 自走式 延床面積 10,843.4㎡ 収容台数 200台（身障者用4台含む）
施設内容	車路、車室、利用者用通路、車入出庫路、管理事務室、トイレ、エレベーター等
供用時間	午前0時から午後12時まで （午前0時30分から午前5時までは入出場不可）
駐車料金 （＊1）	時間貸 入場から30分まで 100円 入場から30分を超え1時間まで 300円 以降30分ごとに 100円加算 ただし、福井駅から新幹線等を利用し、福井県外へ旅行等をした者は、24時間まで1,200円、48時間まで2,400円を上限額とする。 その他は、「福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例」別表による

＊1 駐車料金については、変更を行うことがあります。

（2）設置目的（福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例第2条）

福井駅周辺における安全かつ円滑な道路の交通の確保を図ることを目的とする。

3 指定管理者の業務

（1）指定管理者の業務

ア 駐車場の利用に関する業務

イ 駐車場の安全確保に関する業務

- ウ 駐車場の普及広報に関する業務
- エ 駐車場の利用促進に関する業務
- オ 駐車場の維持管理に関する業務
- カ 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し知事が必要と認める業務

(2) 留意事項

- ア 業務の詳細は「福井駅西口地下駐車場管理運営業務仕様書」(以下「仕様書」という。)記載のとおりとします。
- イ 指定管理者の業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできません。
指定管理者の業務にかかる外部委託の考え方等については、8で定める事業計画書により明らかにしてください。
- ウ 指定管理の業務を行う場合は、駐車場が指定管理者制度による施設であることを利用者等へ示すため、施設内やパンフレット等に指定管理者名を表示することとします。

(表示例)			
福井駅西口地下駐車場は、福井県が設置し、指定管理者の指定を受けた △△△△(団体名)が管理運営を行っています。			
△△△△	〇〇〇〇	(住所)	(電話番号)
福井県土木部道路保全課	福井市大手3-17-1	0776-20-0477	
福井県福井土木事務所管理課	福井市城東4丁目28-1	0776-24-5113	

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

5 管理に関する経費

福井県が指定管理者に支払う委託料は、駐車場の管理にかかる年間支出見込額の5か年分を上限とし、事業計画書において提案のあった金額に基づき、福井県と指定管理者で締結する協定書で定めることとします。

- ア 5年間の委託料は297,970千円以内(消費税および地方消費税額を含む)とします。
- イ 協定書で定めた委託料は、別紙に定める外部委託費用を除いて原則として精算による増減額は行いません。

ただし、下記のような特別の事情がある場合は、双方協議により委託料を変更できることとします。

- ・事故または自然災害、社会情勢の大幅な変化等に対応する必要があるとき
- ・福井県の施策として、駐車場にかかる業務の変更または新たな業務の実施の必要があるとき

- ウ 駐車場の利用促進を図るため、駐車料金の増収分の一定割合を福井県が指定管理者に支払う委託料に上乗せすることとします。

<概要>

福井県の年度ごとの収入見込額（９０，０００千円）を上回った時、その上回った額について１０，０００千円までは１０％、１０，０００千円を超えた場合は、超えた額につき１０，０００千円までは超えた額の２０％、２０，０００千円までは超えた額の２５％、３０，０００千円までは超えた額の３０％、３０，０００千円超は超えた額の３５％の率を乗じて得た額（千円未満切り捨て）の合計額を委託料に上乗せします。

エ 福井駅西口地下駐車場は賃金水準をはかる指標の変動に応じて人件費をスライドできることとした賃金スライド制度の対象施設となっています。制度適用の有無については、双方協議の上、基本協定書に定めることとします。なお、制度の具体的な運用については、県ホームページ上の「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」を参考とすること。

オ 別紙に定める外部委託費用の精算による委託料の減額は、公募時の収支計画に記載の金額に対して、実績額あるいは実績見込み額が減額となる場合に差額分の減額を行います。詳細は別紙を確認してください。

カ 委託料は分割支払いすることとし、分割方法および支払時期については、福井県と指定管理者で締結する協定で定めることとします。

指定管理業務にかかる経費の経理は、その法人またはその他の団体の他の業務にかかる経費と区別し、明確に管理してください。

6 消費税の取扱い

事業計画書で提案する金額の消費税および地方消費税額は１０％で計算してください。税率の変更があった場合、協定書を見直し、増税分を福井県で負担いたします。

7 申請に関する事項

(1) 申請資格

次のアからエまでの要件のいずれにも該当する法人その他の団体とします。

ア 福井県内に主たる事務所を置くまたは置こうとするものであること。

イ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行うものでないこと。

エ 国税または地方税を滞納していないものであること。

(2) 申請資格についての留意事項

ア 団体については、法人格を有しない任意団体でもよいが、個人は対象となりません。

イ 複数の団体により構成されたグループによる申請も可能とするが、その場合、グループ内の出資割合、費用負担割合等を最大とする団体をグループ代表団体としてあらかじめ定めることとし、その代表団体は福井県内に主たる事務所を置くまたは置こうとするものであることとします。（様式１）

また、代表団体、構成団体を変更することは原則として認めません。

ウ グループの構成団体は、他のグループの構成員になることはできません。また単独での申請もできません。

エ 新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者としてください。申請の時点で設立されていることを要しませんが、福井県議会での指定の議決を受けるまでに、法人登記簿謄本または法務局登記官の受領書を必ず提出してください。

(3) 選定対象からの除外

次のいずれかの要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

ア 複数の事業計画書等を提出した場合

イ 申請者および申請者の代理人ならびにそれ以外の関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合もしくは、選定委員会委員に個別に接触した場合

ウ 提出書類に虚偽または不正があった場合

エ 受付期限までに提出書類が整わなかった場合

オ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合

カ その他不正な行為があった場合

(4) 募集要項および仕様書等の配布

ア 配布期間 令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）までの平日

イ 配布時間 午前9時から午後5時まで

ウ 配布場所 福井県土木部道路保全課

(5) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式2）

イ 駐車場の管理の業務に関する事業計画書（下記「8 事業計画書」による）

ウ 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の直前2期の財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他財務状況を明らかにする書類（申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録）

オ 申請の日の属する事業年度における事業計画書および収支予算書

カ 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類（様式2-1）

キ 駐車場の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類

ク 現に行っている業務の概要を記載した書類

ケ 国税および地方税について、未納の徴収金がない旨の証明書

(6) 現地説明会

回	第1回	第2回
開催日時 ・場所	令和7年8月28日（木） 13時30分～ 駐車場	令和7年9月19日（金） 13時30分～ 駐車場
その他	現地説明後、県庁9階902会議室 で募集要項および仕様書等の説明	現地説明後、県庁9階902会議室で 募集要項および仕様書等の説明
申込方法	別紙申込書（様式3）により申込んでください。 （郵送、電話、FAX、電子メール可）	

申込締切	令和7年8月26日（火） 午後5時	令和7年9月17日（水） 午後5時
申込先	福井県土木部道路保全課	
その他	申請予定者は原則として出席してください。 出席されない場合でも、説明会での説明事項はすべて了知されたものとみなします。	

（7）関係資料の閲覧

- ア 閲覧期間 令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）までの平日
イ 閲覧時間 午前9時から午後5時まで
ウ 閲覧場所 福井県土木部道路保全課

（8）募集に関する質問

- ア 受付期間
・第1回 令和7年9月1日（月）から令和7年9月3日（水）までの平日
・第2回 令和7年9月22日（月）から令和7年9月25日（木）までの平日
イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
ウ 受付方法 別紙質問表（様式4）により福井県土木部道路保全課まで提出してください。
（郵送、FAX、電子メール可）
エ 回答方法 質問者、説明会出席者および希望者に対しFAXまたは電子メールにより第1回分は令和7年9月10日（水）までに、第2回分は令和7年10月2日（木）までに回答します。ただし、軽微な質問については口頭により回答する場合があります。

（9）提出書類の受付

- ア 受付期間 令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）までの平日
イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
ウ 提出方法 福井県土木部道路保全課まで持参してください。（郵送の場合は必ず書留とし、令和7年10月6日（月）午後5時必着とします。）
エ 提出部数 正本1部 副本10部

（10）申請に当たっての留意事項

- ア 「道路法」（昭和27年法律第180号）、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）、「福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例」（平成16年福井県条例第29号）、「福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例施行規則」（平成16年福井県規則第20号）、「福井県個人情報保護条例」（平成14年福井県条例第6号）、「福井県外部監査契約に基づく監査に関する条例」（平成11年福井県条例第1号）、「福井県財務規則」（昭和39年福井県規則第11号）、「福井県指定管理者制度基本条例」（平成18年福井県条例第3号）その他関係法令等の規定をすべて了知の上で申請してください。
イ 提出後の提出書類の変更は認められません。また、必要に応じ追加資料の提出を求める場合があります。
ウ 申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。
エ 選定結果として応募者名、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および情報公開の請求に応じて応募書類等の情報開示を行う場合があることを了知の上で申請して

ください。

オ 提出書類は返却しません。

カ 申請書等を提出後、申請を辞退する場合は辞退届を提出してください。（様式５）

8 事業計画書

別紙（様式６）により作成してください。用紙はすべてＡ４縦型とし、必要により図面、資料の添付も可能とします。

9 指定管理者の候補者の選定

（１）選定の基準

指定管理者候補者の選定は、福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例第１０条各号に掲げる以下の基準に基づき行います。

ア 県民の平等な利用を確保することができるものであること。

イ 駐車場の効用を最大限に発揮するとともに管理の経費の縮減が図られるものであること。

ウ 駐車場の管理を安定して行う能力を有するものであること。

エ 前３号に掲げるもののほか、駐車場の管理を効果的かつ効率的に行うために必要なものとして規則で定める基準

（２）選定の方法

複数の外部の有識者等により構成する指定管理者（候補者）選定委員会を設置し、提出された事業計画書等に基づき指定管理者の候補者を選定します。委員会は非公開とします。

ア 書類審査 提出書類に基づき、応募資格、事業計画書等を書類審査します。

書類審査の結果は、令和７年１０月１０日（金）までに通知します。

イ 面接審査 書類審査の後、申請にかかる提案内容についての面接審査を実施します。

（令和７年１０月中旬～下旬実施予定 別途通知します。）

ウ 選定結果 選定の結果は、申請者全員に書面により通知するとともに公表します。

（３）審査項目等

選定にあたっては、（１）の選定の基準に基づき、県民の平等利用の確保、管理運営事業の計画内容、管理に要する費用、人的・物的な管理能力などの項目を審査し、総合評価により指定管理者の候補者を決定します。

ア 審査基準

審査基準および配点は次のとおりとします。

審査基準	配点
1 県民の平等な利用を確保することができるものであること ・ 県民の平等利用の確保	必須（確保されないと認める場合は失格）
2 駐車場の効用を最大限に発揮するものであること ・ 駐車場の設置目的と事業内容との適合性 ・ 利用者のサービス向上のための取組み内容 ・ 駐車場の利用促進についての取組み内容 ・ 駐車場のＰＲ活動についての取組み内容	40

・ 駐車料金収入の確保についての取組み内容 ・ 利用者の要望等の把握および対応についての取組み内容 ・ 中心市街地の活性化に寄与する新たな企画提案の有無、内容 ・ 提案した計画の内容の妥当性、実現可能性、持続性	
3 管理経費の縮減が図られるものであること ・ 管理運営に係る県の支出経費 (次の算定方法などにより算出する) 【当該提案者の点数】＝配点（３０点）×②／① ※ ①は当該申請者の提示額 ②は最も低額の提示を行った申請者の提示額 ・ 提案した提示額の妥当性、実現可能性、持続性	30
4 駐車場の管理を安定して行う能力を有するものであること ・ 人的能力（管理運営組織、人員配置等）の内容 ・ 物的能力（物品等の調達や保険加入の計画等）の内容 ・ 申請者の実績（同種の施設の管理運営実績等） ・ 申請者の安定性、信頼性（財務状況、緊急時の対応等） ・ 業務全般に対する取組み姿勢（人材育成方針等） ・ 提案した内容の妥当性、実現可能性、持続性	30
合 計	100

10 指定管理者の指定

- (1) 選定委員会で候補者を選定した後、福井県定例議会の議決を得て指定管理者として指定されます。
- (2) 指定管理者として指定されるまでの間に、指定が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがあります。
- (3) 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、または協定の締結までに財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるに至った場合は、県議会の議決後であっても、指定を取り消すことがあります。

11 協定の締結

指定管理者として指定された後、管理にかかる詳細事項、経費等を最終的に定めるため、指定管理者と福井県との間で協定を締結します。

(1) 包括協定の締結

ア 指定期間全体（５年間）を通じての基本的な事項を定める包括協定を締結します。

なお、地方自治法施行令第１５８条第１項の規定に基づく駐車料金の徴収事務にかかる委託契約については、別途契約します。

イ 主な協定内容

- ・ 指定期間
- ・ 管理の業務に関する基本的な事項
- ・ 管理経費に関する基本的な事項
- ・ 個人情報の保護に関する事項
- ・ リスク管理、責任分担に関する事項
- ・ 事業報告に関する事項
- ・ 指定の取消しおよび業務の停止に関する事項

(2) 単年度協定の締結

ア 包括協定に加え、年度ごとに単年度協定を締結します。

イ 主な協定内容

- ・ 当該年度の管理業務に関する事項
- ・ 当該年度の管理経費に関する事項

1 2 県と指定管理者の責任分担

県と指定管理者の責任分担は別途協定により定めますが、基本方針は次のとおりです。

項 目	指 定 管理者	県	備 考
駐車場の管理運営 (苦情対応、広報等含む) (徴収した駐車料金の盗難・紛失)	○ ○		
施設、設備、備品等の維持管理	○		
駐車料金の収入		○	
駐車料金の減免承認		○	
道路法に基づく占用許可		○	
施設、設備の修繕 (1件当たりの見積額が100万円以上のもの) (1件当たりの見積額が100万円未満のもの) (事故・災害によるもの) (施設管理上の瑕疵によるもの)	○ 協議事項 ○	○ 協議事項	
物品の購入 (1件当たりの見積額が10万円以上のもの) (1件当たりの見積額が10万円未満のもの)	○	○	事前協議
施設利用者等への損害賠償 (下記以外のもの) (施設管理上の瑕疵によるもの)	協議事項 ○	協議事項	
利用者賠償保険への加入	○		
施設の火災保険加入		○	
災害時の対応 (連絡体制確保、利用者の避難誘導、被害調査・報	○		

告、応急措置) (指揮、指示等、本格復旧)		○	
物価等の変動	○		光熱水費等
包括的な管理責任		○	
事業終了および引継ぎ(期間満了または指定取消し 等にかかる明渡し費用、業務引継ぎ費用)	○		

※協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は、指定管理者が有するものとする。

1.3 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者は、事業の継続が困難になった場合またはその恐れが生じた場合、速やかに福井県に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、福井県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期限を定めて改善策の提出および実施等を求めることができます。この場合、指定管理者が当該期限内に改善することができなかった場合は、福井県は指定管理者の指定を取り消し、または業務の全部または一部を停止させることができます。
- (3) 指定管理者が協定締結までに次の事項に該当するに至った場合、福井県は指定管理者の指定を取り消すことができます。
 - ア 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
 - イ 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるに至った場合
 - ウ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により指定が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合
- (4) 上記(2)または(3)により指定管理者の指定が取り消され、または業務停止となった場合、福井県は指定管理者に生じた損害の賠償の責を負わないほか、指定管理者は福井県に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (5) 不可抗力その他福井県または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、福井県と指定管理者は事業継続の可否について協議することとします。

1.4 その他

- (1) 指定管理者は、令和8年4月1日から指定管理者の業務を円滑に遂行できるよう、自らの責任および負担において人的、物的体制を整備してください。
- (2) 指定期間終了または指定取り消し等により、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、施設の管理運営に支障が生じないよう円滑な引継ぎに協力するとともに、業務にかかる必要データ等を提供していただきます。
- (3) 担当およびお問い合わせ先

福井県土木部道路保全課道路管理グループ

〒910-8580 福井市大手3-17-1

電 話 0776-20-0477

F A X 0 7 7 6 － 2 0 － 0 4 7 8

メール dourohoz@pref.fukui.lg.jp